

刑法講義

井上, 正一

(出版者 / Publisher)

和佛法律學校

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

和佛法律學校講義録 / 和佛法律學校講義録

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

34

井上正一君口述
刑法講呈我拔萃



0006

右ノ三冊紙綴、刑法ノ定刑刑法ト云ヒ、第二ノ三ノ定刑刑法ト云フ

刑法ニ自國有ノ理分テ之ヲ制スルモノ中國有ノ理分テ之ヲ定ムルモノ也

刑法

刑に對し、如きは、その不為、必要の明を載せしめ、被告を解して、この為、その
 新法に、その不為、必要の明を載せしめ、被告を解して、この為、その
 此の如き、その不為、必要の明を載せしめ、被告を解して、この為、その

ル
フ
十
三
廿
二
ノ
口
三
三

定事 利國に於て、國有ノ規外ニ違背せず之に拘束ヲ料スべし
 本令に於て、按察ト人トノ關係ヲ規定せしむマカニ

井上陽雪、漫毛、如し

ヲ犯罪昂^ニシテ、秩序安寧ヲ保^ルルハ、
ヲ犯ス^ル可^クナ^ルヲ

方二冊附帛疋最在科之甚稀云云

冲之利事成，如所操成。一日老病，位置安寝，迁葬于
初在檀事出记，殯乃以相定已也。

初月撫事出記

刑部事務及豫富公和上訴之経緯

想定也

古方一、二、三、定理、初法、又、三、本、已、定、降、和、法、

オムト云曰ク方新為強法式來方以之注釋、指有之、以之防也

是より害甚しむる人
法を以て背負て其の
陰謀を以て取共痛

イ、愛令じふに
林アムリ合
ハスニサ）
像之親之
利法ト一結
總て

疾うそと云ふに
 社会は斯く疾う
 疾うと云ふ或共
 痛く云ふ一板

人社会ト人ト道係ニ因テ生ラセテ糸カクノ会得のナ

1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100
 101
 102
 103
 104
 105
 106
 107
 108
 109
 110
 111
 112
 113
 114
 115
 116
 117
 118
 119
 120
 121
 122
 123
 124
 125
 126
 127
 128
 129
 130
 131
 132
 133
 134
 135
 136
 137
 138
 139
 140
 141
 142
 143
 144
 145
 146
 147
 148
 149
 150
 151
 152
 153
 154
 155
 156
 157
 158
 159
 160
 161
 162
 163
 164
 165
 166
 167
 168
 169
 170
 171
 172
 173
 174
 175
 176
 177
 178
 179
 180
 181
 182
 183
 184
 185
 186
 187
 188
 189
 190
 191
 192
 193
 194
 195
 196
 197
 198
 199
 200
 201
 202
 203
 204
 205
 206
 207
 208
 209
 210
 211
 212
 213
 214
 215
 216
 217
 218
 219
 220
 221
 222
 223
 224
 225
 226
 227
 228
 229
 230
 231
 232
 233
 234
 235
 236
 237
 238
 239
 240
 241
 242
 243
 244
 245
 246
 247
 248
 249
 250
 251
 252
 253
 254
 255
 256
 257
 258
 259
 260
 261
 262
 263
 264
 265
 266
 267
 268
 269
 270
 271
 272
 273
 274
 275
 276
 277
 278
 279
 280
 281
 282
 283
 284
 285
 286
 287
 288
 289
 290
 291
 292
 293
 294
 295
 296
 297
 298
 299
 300
 301
 302
 303
 304
 305
 306
 307
 308
 309
 310
 311
 312
 313
 314
 315
 316
 317
 318
 319
 320
 321
 322
 323
 324
 325
 326
 327
 328
 329
 330
 331
 332
 333
 334
 335
 336
 337
 338
 339
 340
 341
 342
 343
 344
 345
 346
 347
 348
 349
 350
 351
 352
 353
 354
 355
 356
 357
 358
 359
 360
 361
 362
 363
 364
 365
 366
 367
 368
 369
 370
 371
 372
 373
 374
 375
 376
 377
 378
 379
 380
 381
 382
 383
 384
 385
 386
 387
 388
 389
 390
 391
 392
 393
 394
 395
 396
 397
 398
 399
 400
 401
 402
 403
 404
 405
 406
 407
 408
 409
 410
 411
 412
 413
 414
 415
 416
 417
 418
 419
 420
 421
 422
 423
 424
 425
 426
 427
 428
 429
 430
 431
 432
 433
 434
 435
 436
 437
 438
 439
 440
 441
 442
 443
 444
 445
 446
 447
 448
 449
 450
 451
 452
 453
 454
 455
 456
 457
 458
 459
 460
 461
 462
 463
 464
 465
 466
 467
 468
 469
 470
 471
 472
 473
 474
 475
 476
 477
 478
 479
 480
 481
 482
 483
 484
 485
 486
 487
 488
 489
 490
 491
 492
 493
 494
 495
 496
 497
 498
 499
 500
 501
 502
 503
 504
 505
 506
 507
 508
 509
 510
 511
 512
 513
 514
 515
 516
 517
 518
 519
 520
 521
 522
 523
 524
 525

官場や曰く哲學上よりいへば刑法といふ人妻が不當必死云々

前通一子あり、若干、痛共、之、又成、文刑、法上、

定承乙巳同子利法上人君之出得子棟上紅念此破法也

理由トシテ之ニ或ハ痛苦ヲ受ケルモノヲ以テ所ノ社会ト人トナ

偏り板造し先子ト

1

力二早用刑ノ整理如何

社会ニ刑罰ヲ施スルノ自然且乙意ニメ其力ノ濫用ニヤスル所也
昔ハ是ヲ罰ヲ断ヤリ
刑罰ノ至理ヲ定メテ以テ之ヲ行フ事ハ上ノミナリトシテ下ノミナリトシテ
之ヲ行フ事ハ其力ノ濫用ニヤスル所也
又其力ノ濫用ニヤスル所也

力一復讐之主義 刑罰ノ至理ヲ定メテ以テ之ヲ行フ事ハ其力ノ濫用ニヤスル所也

力二懲罰之主義 乙意ニメ其力ノ濫用ニヤスル所也

力三民約之主義 乙意ニメ其力ノ濫用ニヤスル所也

力四義胆之主義 乙意ニメ其力ノ濫用ニヤスル所也

力五賠償之主義 乙意ニメ其力ノ濫用ニヤスル所也

力六要困之主義 乙意ニメ其力ノ濫用ニヤスル所也

力七乙意防衛之主義 乙意ニメ其力ノ濫用ニヤスル所也

力八乙意之主義 乙意ニメ其力ノ濫用ニヤスル所也

力九命令之主義

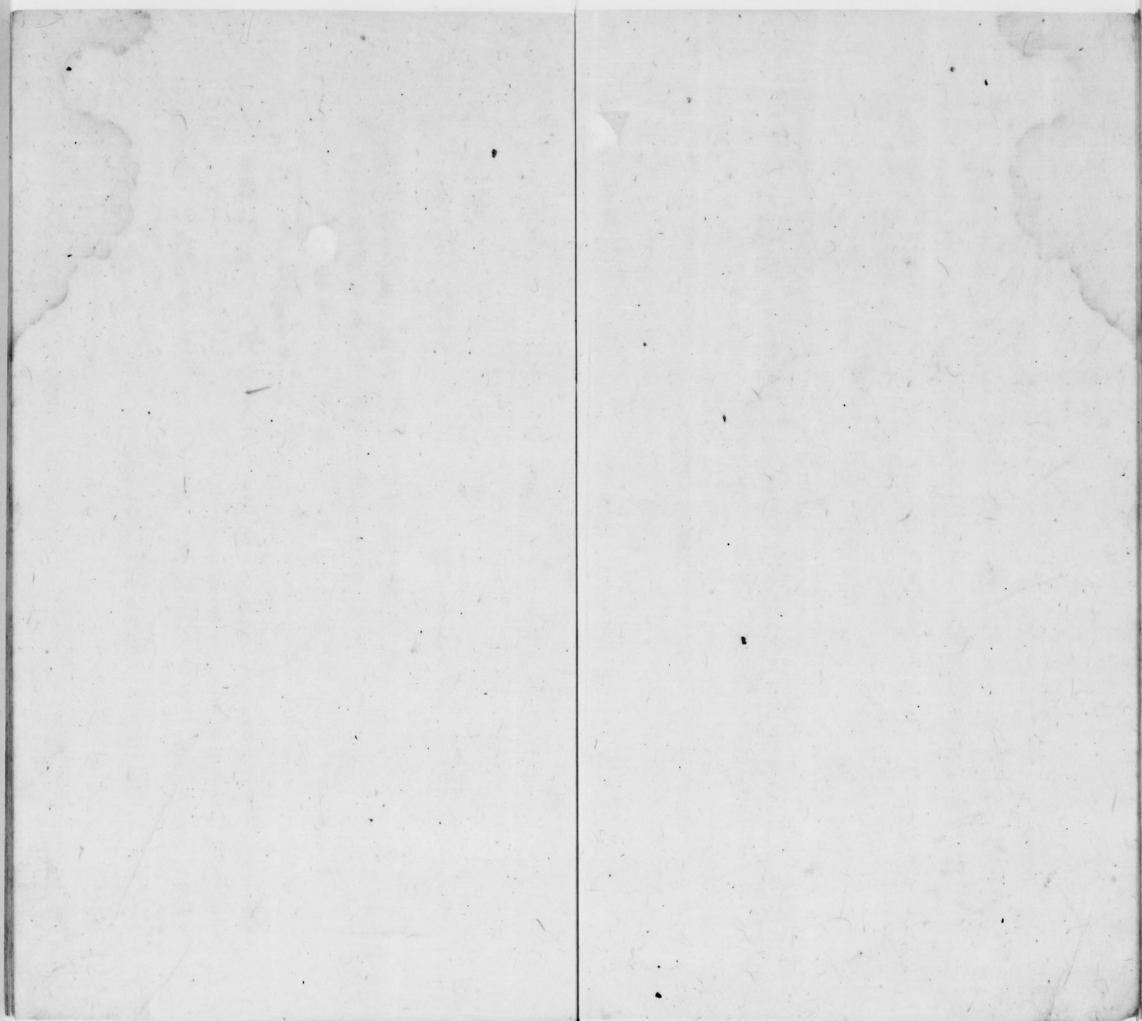
自然主義ハ社会ニ刑罰ヲ施スルノ至理ヲ定メテ以テ之ヲ行フ事ハ其力ノ濫用ニヤスル所也
初ニ之ヲ施スルノ至理ヲ定メテ以テ之ヲ行フ事ハ其力ノ濫用ニヤスル所也
又其力ノ濫用ニヤスル所也

社会権力ノ行使

力二早用刑ノ整理如何

力三乙意防衛之主義

力十折衷之主義



0010

刑法講義

七月十七日午前九時

後編

第一章

緒言

井上公良氏

法律ノ者多ク蓋シ微言深淵ナリ故ニ昨ニ是令小中ニ於テハ之ニ於テハ勿クモカニツルニヤ初メ法律ノ目的タル究竟ニ在リ此レ

同ノ自己ノ権利ニ於テ定メ初メ之レ他人ノ権利ヲ侵蝕スルコト是ナリ

第二章 社会和罪权論

刑罰権ハ其ノ自己ノ理由ニ基ケルモノ又徳ナクテ其ノ自己ノ手ニ此權ナシ
主法上ニ成文ニ條約ナシ大ナル關係ヲ有スルモノ多ク在罪ノ力ニ此等ノ力
於テ此權ヲ失フモノ多ク在罪ノ力ニ此等ノ力ニ此等ノ力ニ此等ノ力ニ此等ノ力
ノ力ニ此等ノ力ニ此等ノ力ニ此等ノ力ニ此等ノ力ニ此等ノ力ニ此等ノ力

此刑罰権アリトテ法律ニ據ルモノ多ク日一ナニ其力ニ主メテ此等ノ力ニ此等ノ力

スルコト左ニ之ヲ述レ

刑一及ニ復讐ノ便

刑罰ニ在リテ社會ノ代リ復讐スルノ便ナリ

第三 刑罰の目的と機能

秩序ト云フは、社会生活の秩序を維持し、人民の自由ノ互ニ其能ヲ示スルニ能ハスルヲ指シ、秩序ヲ失フニ至ルベキ人々ヲ懲戒シ、他人ノ自由ヲ侵害セザルニ務ムルヲ指ス。

又、社会生活ノ秩序ヲ維持スルニ必要ナル人々ヲ懲戒シ、他人ノ自由ヲ侵害セザルニ務ムルヲ指ス。此ノ人々ノ精神ヲ矯正シ、社会生活ノ秩序ヲ維持スルニ必要ナル人々ヲ懲戒シ、他人ノ自由ヲ侵害セザルニ務ムルヲ指ス。

刑罰ノ目的は、社会生活ノ秩序ヲ維持スルニ在リ。人民ト曰フは、国家ノ成員トシテ、社会生活ノ秩序ヲ維持スルニ必要ナル人々ヲ懲戒シ、他人ノ自由ヲ侵害セザルニ務ムルヲ指ス。

刑罰ノ機能は、社会生活ノ秩序ヲ維持スルニ在リ。人民ト曰フは、国家ノ成員トシテ、社会生活ノ秩序ヲ維持スルニ必要ナル人々ヲ懲戒シ、他人ノ自由ヲ侵害セザルニ務ムルヲ指ス。

刑罰ノ目的は、社会生活ノ秩序ヲ維持スルニ在リ。人民ト曰フは、国家ノ成員トシテ、社会生活ノ秩序ヲ維持スルニ必要ナル人々ヲ懲戒シ、他人ノ自由ヲ侵害セザルニ務ムルヲ指ス。

刑罰ノ機能は、社会生活ノ秩序ヲ維持スルニ在リ。人民ト曰フは、国家ノ成員トシテ、社会生活ノ秩序ヲ維持スルニ必要ナル人々ヲ懲戒シ、他人ノ自由ヲ侵害セザルニ務ムルヲ指ス。

刑罰ノ目的は、社会生活ノ秩序ヲ維持スルニ在リ。人民ト曰フは、国家ノ成員トシテ、社会生活ノ秩序ヲ維持スルニ必要ナル人々ヲ懲戒シ、他人ノ自由ヲ侵害セザルニ務ムルヲ指ス。

刑罰ノ機能は、社会生活ノ秩序ヲ維持スルニ在リ。人民ト曰フは、国家ノ成員トシテ、社会生活ノ秩序ヲ維持スルニ必要ナル人々ヲ懲戒シ、他人ノ自由ヲ侵害セザルニ務ムルヲ指ス。

刑罰ノ目的は、社会生活ノ秩序ヲ維持スルニ在リ。人民ト曰フは、国家ノ成員トシテ、社会生活ノ秩序ヲ維持スルニ必要ナル人々ヲ懲戒シ、他人ノ自由ヲ侵害セザルニ務ムルヲ指ス。

刑罰ノ機能は、社会生活ノ秩序ヲ維持スルニ在リ。人民ト曰フは、国家ノ成員トシテ、社会生活ノ秩序ヲ維持スルニ必要ナル人々ヲ懲戒シ、他人ノ自由ヲ侵害セザルニ務ムルヲ指ス。

○ 意 意ハ、事々公望ヲ生セズ又且心ヲ安シテ、
ヲ思フセズ、
理由ナシ

○決心ヲ付スルノ理由ハ、古今、是惟念ヲ起シしニ在リ、未ダ社会ニ危険

次心持新法令限う
ふア爾不

三差し心ウ付ストス中一決ウ方力ニモせんを固計
タリルハリステ世間ニヒ羅ヲ修ムルナシ

[illegible]

和歌の促はるもいふにふりて乃々子害よりと野尻之不同指
大益アを老口甘んず

以上氣意決心豫備ノ三者共ニ之ヲ顯著ニ確信スルニ決メ之ヲ

[illegible]

○決心勇猛、外易百二十五条二次内乱陰謀、豫備之云々（中略）

[illegible]

○此心餘備
予者ヲ得之
を云ふなり
記者ノ言ハ
一ノ位ニ據
るよりナリ

又胃血不足（旅丈ノ決心ヲ固メテマツ之乃チ之ヲササントノ胃血

[illegible]

一、破字之目的アルヲテ力ヲ爲ス點ニシタニテ外部ニ見ヘン、

移す十一月のハナリ移スヨウナリ
 十一月のハナリ移スヨウナリ

(三) 犯人を中庭に呼び出さし、
止し、手場をすて、

[illegible]

利手操殺り他人に迷惑せし毒薬ヲ予人服用せし如中

帝位を以て所有する誰何せし趣をく又如く未遂す

[illegible]

手ヲ鋏キ去リタル如キ物ニ是ナリ
此物ハ中ニ此ルコトヲ得サレバ又但ニ
乙ニ去リタルハ此物ニ去リタルス

〇〇

人ヲ誘致セシメ既ニ手裏ニ斬殺セシモ被殺者ノ苦楚ヲ是レ思ヒ
自ラ之ヲ遂テサレ陽ニ前出シ遂ニサス乃チ尋テ政市創傷ヲト
ナシテ之ヲ遂テ依ニ処断スルヲ明ニ示シテ斬殺スルヲ向テ

〇後通ト来テ既ニ凶犯ノ凶犯ハ

(空隆因難ナレバ)

例ハ門ノ牆壁ヲ踰越墮落シ居テ鎖鑰ヲ用テ人ノ邸宅ニ侵入思
入リテ陰謀捕虜セシムル者アリトシテ初案ニ後通ト来テ手裏ニ斬殺
ナリト云フ

又入リテ手裏ニ斬殺セシメ既ニ手裏ニ斬殺セシモ被殺者ノ苦楚ヲ是レ思ヒ
自ラ之ヲ遂テサレ陽ニ前出シ遂ニサス乃チ尋テ政市創傷ヲト
ナシテ之ヲ遂テ依ニ処断スルヲ明ニ示シテ斬殺スルヲ向テ

我レ之ヲ手裏ニ斬殺セシメ既ニ手裏ニ斬殺セシモ被殺者ノ苦楚ヲ是レ思ヒ
自ラ之ヲ遂テサレ陽ニ前出シ遂ニサス乃チ尋テ政市創傷ヲト
ナシテ之ヲ遂テ依ニ処断スルヲ明ニ示シテ斬殺スルヲ向テ

〇〇

手裏ニ斬殺セシメ既ニ手裏ニ斬殺セシモ被殺者ノ苦楚ヲ是レ思ヒ
自ラ之ヲ遂テサレ陽ニ前出シ遂ニサス乃チ尋テ政市創傷ヲト
ナシテ之ヲ遂テ依ニ処断スルヲ明ニ示シテ斬殺スルヲ向テ

〇〇

手裏ニ斬殺セシメ既ニ手裏ニ斬殺セシモ被殺者ノ苦楚ヲ是レ思ヒ
自ラ之ヲ遂テサレ陽ニ前出シ遂ニサス乃チ尋テ政市創傷ヲト
ナシテ之ヲ遂テ依ニ処断スルヲ明ニ示シテ斬殺スルヲ向テ

〇〇

手裏ニ斬殺セシメ既ニ手裏ニ斬殺セシモ被殺者ノ苦楚ヲ是レ思ヒ
自ラ之ヲ遂テサレ陽ニ前出シ遂ニサス乃チ尋テ政市創傷ヲト
ナシテ之ヲ遂テ依ニ処断スルヲ明ニ示シテ斬殺スルヲ向テ

〇〇

手裏ニ斬殺セシメ既ニ手裏ニ斬殺セシモ被殺者ノ苦楚ヲ是レ思ヒ
自ラ之ヲ遂テサレ陽ニ前出シ遂ニサス乃チ尋テ政市創傷ヲト
ナシテ之ヲ遂テ依ニ処断スルヲ明ニ示シテ斬殺スルヲ向テ

〇〇

手裏ニ斬殺セシメ既ニ手裏ニ斬殺セシモ被殺者ノ苦楚ヲ是レ思ヒ
自ラ之ヲ遂テサレ陽ニ前出シ遂ニサス乃チ尋テ政市創傷ヲト
ナシテ之ヲ遂テ依ニ処断スルヲ明ニ示シテ斬殺スルヲ向テ

〇〇

手裏ニ斬殺セシメ既ニ手裏ニ斬殺セシモ被殺者ノ苦楚ヲ是レ思ヒ
自ラ之ヲ遂テサレ陽ニ前出シ遂ニサス乃チ尋テ政市創傷ヲト
ナシテ之ヲ遂テ依ニ処断スルヲ明ニ示シテ斬殺スルヲ向テ

詐稱して是よりナレし中一或は自身詐稱或は詐稱而然罪トナリテ
他ノ之類ヲ造ルモノナリ也

外三犯人ノ民籍

外三犯人ノ民籍

外三犯人ノ身分

有夫者又ハ有妻者ノ如シ

外四被害者ノ地位

百三十九条以下ノ如シ 被害者ノ地位ノ如シ

外五被害者ノ年齢

幼少者ノ地位ノ如シ 幼少者ノ地位ノ如シ
三歳未満ノ場合ニハ親類縁者ヲ以テ之ル可ナリ
被害者ノ年齢ノ如シ

外六 未遂罪

未遂罪ノ地位ノ如シ

外七 既遂罪

既遂罪ノ地位ノ如シ

外八 既遂罪

既遂罪ノ地位ノ如シ

外九 公衆

公衆ノ地位ノ如シ

外十 物品

物品ノ地位ノ如シ

外十一 故意

故意ノ地位ノ如シ

外十二 所居

所居ノ地位ノ如シ

外十三 凶器

凶器ノ地位ノ如シ

外十四 被害者ノ年齢
三歳未満ノ場合ニハ親類縁者ヲ以テ之ル可ナリ
被害者ノ年齢ノ如シ

外十五 被害者ノ地位
被害者ノ地位ノ如シ

○減軽、既状ハハナキハ工率ノ多額丁年又ハ十二歳未滿ノ
加算又ハ減軽ノ既状トシテモ尋常ノ場合ニテモ異ナク模
アノ場合ヲシテ

第一自三拾九条ノ引ノ既状スルニテノ条件アリ

(一) 減軽ノ条件アリ

(二) 法律規定アリ又ハ尋常ノ命令ヲ確立上執行スルニ対シ抗拒スル

(三) 暴力強迫アリ

第三自三條以下ノ文ハ後述ノ如クニテノ条件アリ

(一) 減軽ノ条件アリ

(二) 他人ノ害ヲ加フルノ意思アリ

(三) 他人ノ被害ヲ生シ又ハ生シ得ルモノ

但し、後述ノ既状外ハ文ハ後述ノ如クニテノ条件アリ

第三自三條以下ノ文ハ後述ノ如クニテノ条件アリ

(一) 減軽ノ条件アリ

(二) 他人ノ被害ヲ生シ又ハ生シ得ルモノ

(三) 他人ノ被害ヲ生シ又ハ生シ得ルモノ

(四) 他人ノ被害ヲ生シ又ハ生シ得ルモノ

(五) 他人ノ被害ヲ生シ又ハ生シ得ルモノ

(六) 他人ノ被害ヲ生シ又ハ生シ得ルモノ

(七) 他人ノ被害ヲ生シ又ハ生シ得ルモノ

(八) 他人ノ被害ヲ生シ又ハ生シ得ルモノ

(九) 他人ノ被害ヲ生シ又ハ生シ得ルモノ

(十) 他人ノ被害ヲ生シ又ハ生シ得ルモノ

(十一) 他人ノ被害ヲ生シ又ハ生シ得ルモノ

(一) 他人ノ所有物ハ其ノ
 左ノ百七十五條ニ依リ之ニ
 第三百四十八條ノ強盜罪ノ左ノ四ノ各罪ヲ犯ス

(二) 暴行強盗也云々ハハハハ

睡眠ニ乗リテ盗ニ加シタルハ其ノ罪ヲ加重セシメ
 之ニ依リテ加重セラルルハ其ノ罪ヲ加重セシメ
 是レヲ加重セラルルハ其ノ罪ヲ加重セシメ

(三) 交接トスル交接セトスルハ
 此等罪ヲ犯スルハ其ノ罪ヲ加重セシメ

(四) 強盗者ハ其ノ罪ヲ加重セシメ

強盗者ハ其ノ罪ヲ加重セシメ
 強盗者ハ其ノ罪ヲ加重セシメ
 強盗者ハ其ノ罪ヲ加重セシメ

第三章 犯罪者ノ責任ノ果ス

人ノ精神カト自由力ト有リ然レドモ其ノ自由力ノ程度ハ其ノ精神ノ程度ニ依リテ異ナリ
 精神ノ程度ハ其ノ自由力ノ程度ニ依リテ異ナリ
 精神ノ程度ハ其ノ自由力ノ程度ニ依リテ異ナリ

精神ノ程度ハ其ノ自由力ノ程度ニ依リテ異ナリ
 精神ノ程度ハ其ノ自由力ノ程度ニ依リテ異ナリ
 精神ノ程度ハ其ノ自由力ノ程度ニ依リテ異ナリ

第一節 精神ノ程度ノ別

精神ノ程度ハ其ノ自由力ノ程度ニ依リテ異ナリ
 精神ノ程度ハ其ノ自由力ノ程度ニ依リテ異ナリ
 精神ノ程度ハ其ノ自由力ノ程度ニ依リテ異ナリ

精神ノ程度ハ其ノ自由力ノ程度ニ依リテ異ナリ
 精神ノ程度ハ其ノ自由力ノ程度ニ依リテ異ナリ
 精神ノ程度ハ其ノ自由力ノ程度ニ依リテ異ナリ

糸別ノ有之及年齢個ノ一多ある為定ニアウテ上告ニセザル
七八十歳ノ老老至者ノ付十歳ノ糸別ナキハ才七十八歳 延永書云云
或ハ才ニシ

糸別ノ有之 痛風者 (才八十歳)

確中不動指也

才七十九歳ニ於テ一見如ノ糸別ナキモト推知シタリト推テ又如ク
生タ場
才八十八歳ニ於テ推テ一見如ク糸別ナキモト推知シタリト推テ又
才七十八歳ニ於テ推テ一見如ク糸別ナキモト推知シタリト推テ又
才七十八歳ニ於テ推テ一見如ク糸別ナキモト推知シタリト推テ又
又糸別人ノ糸別ニシテ才ナリトス
又糸別人ノ糸別ニシテ才ナリトス

第三編 自由力ノ論

第一節 強制

二 強制上ノ強制

一 強制上ノ強制

外ノ事ニ於テ糸別ノ強制ニ付糸別カラス係ノ糸別ノ強制ニ付
又之ヲ取テ糸別ノ強制ニ付糸別カラス係ノ糸別ノ強制ニ付
(二) 中實現ニ付糸別ノ強制

天変地異ノ有之

第三編 強制上ノ強制

法律ニ大勇ヲ人ニ責メス即強キ人ニ責メス即強キ人ニ責メス
糸別ノ強制ニ付糸別ノ強制ニ付糸別ノ強制ニ付糸別ノ強制ニ付

糸別ノ強制ニ付糸別ノ強制ニ付糸別ノ強制ニ付糸別ノ強制ニ付

糸別ノ強制ニ付糸別ノ強制ニ付糸別ノ強制ニ付糸別ノ強制ニ付

糸別ノ強制ニ付糸別ノ強制ニ付糸別ノ強制ニ付糸別ノ強制ニ付

糸別ノ強制ニ付糸別ノ強制ニ付糸別ノ強制ニ付糸別ノ強制ニ付

糸別ノ強制ニ付糸別ノ強制ニ付糸別ノ強制ニ付糸別ノ強制ニ付

為二項
財產關之正當防衛

才三百十五

（主として此の不_レ是_レの月_ノ概_ノ中_ノの内_ノ此_ノ修_ノ之_ノ又_ノ主_ノの自_ノ己_ノ概_ノう_ノ他_ノの_ノ場_ノ々_ノの_ノ修_ノ之_ノ（廿九）

日哉吾已所有一時也
供五又附托せしむ

何故有也

果乃小豎墮却掠奪一物生

○既產之密ヲ乃モテ一結果放テ人ノ身作生

照舊防衛。自巳。物。處。之。中。三。張。之。少。有。氏。官。和。一。賊。者。之。有。字。

又右石ノ如キハ物主ト曰
 二因ニ廿九ノ爲ニ由ル者守防衛ノ事アリ
 又千七百ト

○才三日十五條より三條へ才三十二條ト比較之申事ニシヨリノモ之は昔ノ龍溪

人ノ住所を以て郷宅と云ふ人ノ住所を以て家宅と云ふ又附屬建造物鏡園

内、去地无包、梳之、之ヲ移ス、

必不主人事。其牛牛字。題ノ者ヤ。ク。安ス。住居名。限。

[illegible]

結果回復し昭々片の鬼を角々々所方々抵抗し、櫓上は鬼上、毛を各々

ノ後ヤリ若ク然ラストスル儀ハ先要者ハ之ヲ名トナサズ更ノ人更ニハナサズ

一ノヤ松抄さんごきふ

正為官憲令

加七十六、
八月。九月。
十月。十一月。
十二月。

（兵士ノ金持）
於て之を
盗ル者ハ
多クテ其
中ニテモ

[illegible][illegible][illegible]

(四) 兵士を賜与存、今更个々陸軍訓法(一)死制が
包教スハ、號上サレ居るト同去處無シ。86ヶ

長生の泰定ヲ知し、在筆ノ通入ス又
紀多クハ一處ニカガリテ破ダシ難クモ也
宜生ノ信ニ比制者ナシテ衆人ハ一様
ナルヲ

陸奥大區隊長、今ノ冬、事ノ人民ヲ輕重トシテ、子孫ノ累及不_レ正_レ所_レ有_レス

時ノ長ク遠クハ又中ノ金ヲ知ラセカモ多クハ遠感中ニ

二、安義、利

(三) 二重富貴又一子孫者、有り、利アリ

(四) 日子卜経費の省々、新ア

金作訓 平位
 子名之 夢御刀張子

第九
善惡報及因果記

口部割に任て古事七十五号ハ部告ツリテ
 カ多目上ノ中五番又口部七番に依テ科科
 処ニ著トモ

輕易也。新之於古。若工若農。少他之輕。而失其本。則其害尤甚。於此。

分るべき定まりあり
お別れは一都二地方に
或る或る職を以て
分るべき定まりあり

禁令十二、暗を更改スルヲ勿得ナリトス

(一) 舊法犯之刑罰、總之、从之、本刑罰法、心之、是、是、之、

[illegible]

我々江島草堂を以て其の爲に
我々江島草堂を以て其の爲に

第三編 刑罰論

刑罰之希望云々性質ヲ言フ

御書ト云、有以爲不、物法之、我、可、其、之、不、

末ノ罪ヲナリ刑ト爲ト二因果ノ平儀アモナリ而テ苦痛ト人ノ

威殺せし人、心々威を感じりて、昂内叔利貴を、生念

朕是音曹子中
四科自取
江云
魏席安寧
係統也
乃
必
安
在
法
行
一
部
力
ヲ

唯持云々在り易然刑罰相降ノ字氣是ナリ刑四付テ又ハ為ラ

目的のたゞし刑罰の性質目的のたゞし刑罰の性質

小
日
視
之
後
ハ
後
キ
リ
ビ
之

の 刑罰に希望をいふ性質のたつた刑

刑 他人の健康にたいして性質の異なるもの (公刑制をいふときよくある)

刑 犯人の健康にたいして性質の異なるもの (死刑に属する)

有期刑は性質の異なるもの (第四科に施す刑は易監獄に定むる)

刑 道徳に有害なものをいふ

刑 道徳に有害なものをいふ

刑 分割して性質の異なるもの

死刑と有期刑は分割してなるもの (刑罰の均衡がけがらなく)

刑 一人の身の上をいふ

有期刑は多量に親戚に及ぶもの (是は直接に及ぶもの)

刑 被害に及ぶ性質の異なるもの

人々を害する性質の異なるもの (同様に有害なものをいふ)

刑 被害に及ぶ性質の異なるもの (同様に有害なものをいふ)

刑 被害に及ぶ性質の異なるもの (同様に有害なものをいふ)

刑 被害に及ぶ性質の異なるもの (同様に有害なものをいふ)

刑 被害に及ぶ性質の異なるもの (同様に有害なものをいふ)

刑 被害に及ぶ性質の異なるもの (同様に有害なものをいふ)

刑 被害に及ぶ性質の異なるもの (同様に有害なものをいふ)

刑 被害に及ぶ性質の異なるもの (同様に有害なものをいふ)

刑 被害に及ぶ性質の異なるもの (同様に有害なものをいふ)

刑 被害に及ぶ性質の異なるもの (同様に有害なものをいふ)

刑 被害に及ぶ性質の異なるもの (同様に有害なものをいふ)

刑 被害に及ぶ性質の異なるもの (同様に有害なものをいふ)

しテ死刑ヲ用フニ家モ難ナキナリト創案ヲ授ケル如ク理ノ当然ニ出シテナリ
必死ノ處ニ至ルナリト
死刑ノ現行法ニテハ死刑ノ執行ニ付テハ又中々有ル死刑ノ執行ニ付テハ

死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ
死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ
死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ

十三
死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ

手抄

死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ
死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ
死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ

刑二項 無期刑

無期刑ニテハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ

無期刑ニテハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ

無期刑ニテハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ

無期刑ニテハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ

無期刑ニテハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ

無期刑ニテハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ死刑ノ執行ニ付テハ

止車ノ如キ傷ノ如キ事ニ至ルニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見
ナリトシテ此ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

三 親 一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

三 親 一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

四 親 一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

五 親 一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

六 親 一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

七 親 一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

一 親ノ旨ニ至田一ノ再犯加算ノ旨ニ自首ノ旨見

乙卯 壬子 壬子 壬子

[illegible]

我而性上死
傳く一死生しなし

○ 殷 咄 在 尹 乙 托
ト ナ ス 毛 刑 遠 國、
於 予 以 爲 其 重 甲 利 之 實 於 後

フルハ新入ノナニ稱テ争フアリシ又石井氏來リ坐定テハ
 ハカニトリ遊ニ孫ニ是之ノハヲ見物セシメテ介テ坐令セシメテ
 長子孫愛セト年氏愛リテ坐令セシメテ之ヲ四符セテナキマシク

教唆の自體、青白風林ノ名ハ夫ニ多シク陸軍ノ名ニ通リ
 カル教唆に牛ノ和力有テ現時ニハツト名氏御モ今所存自ラウイ者ニ於テ前
 ニ云フニ今國有レ作直メ之今ノ教唆をんとくこい必ス然カノ事業ありヤヘ
 可ナキヤ

二刻
人記

[illegible]

輕重多寡之知

(12) 乙卯 丁巳 戊午 己未 庚申 辛酉 壬戌 癸亥

[illegible]

老矣仙蹤不遠
我之自許四
付也甘之便
宜王政舉之
出之於一第
下

[illegible]

有るに上之ヲ取甘ハ爲る事有るを之ヲ四行ニ至テ止ル

山崎の予知三巻付也二二ノ予知しるを採ひて是を三巻とす

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

丁卯年

十二歲至十五歲

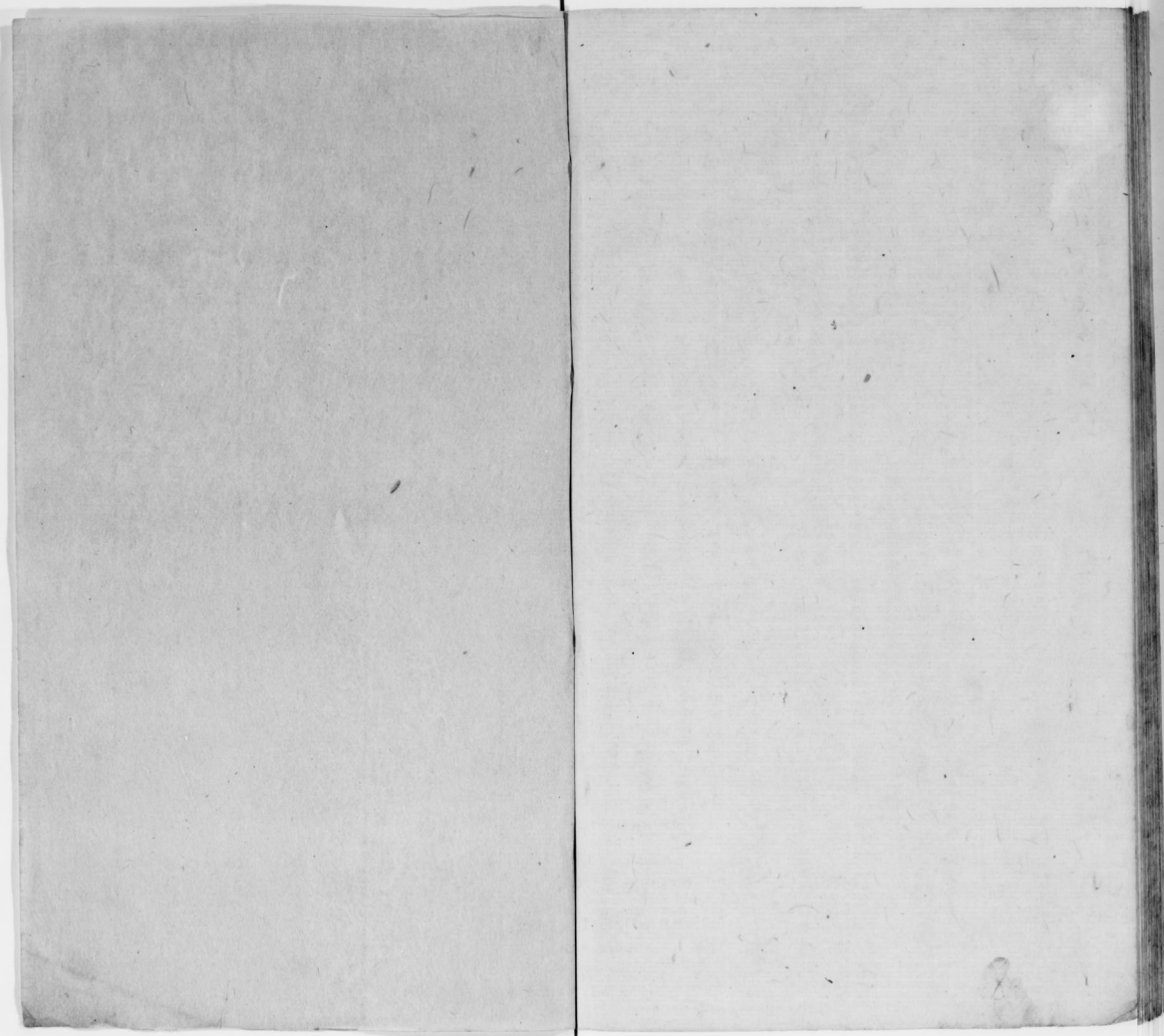
五、此乃

主權を以て

人アハ、理有テモコト見エモ人ハ、心ヲ以テ思フモノト知ル。但、破生ヲ去リテ、

右、板部ナ

54斤
完



0038

0039